

第8回

(平成30年8月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成30年8月10日（金）午後1時30分から午後3時
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第30号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第31号案 農地法第4条の規定による許可申請について
議第32号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第33号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第34号案 農地利用集積円滑化事業規程の認定について

- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、1番・2番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

尾方推進委員

7月25日1階会議室においてあっせん会議に会長と出席しました。田3筆10アール当たり30万円、畑1筆を10アール当たり15万円、計1,464,150円であっせんします。

- 1 番 8月1日に大麦若葉の作付農地を探していますということで話がありまして、私の土地の現地で説明を受けました。8月から10月まで借地できないかということで小作料は1万円という話でした。昨日、農事法人の方が来られて、ここで耕運作業をするのは、無理なので、こちらで耕運を依頼されました。60アールまたは90

アール、また、畑でも試験栽培したいということで耕運3回と肥料代、大麦の播種まで3万円で受けて欲しいということでしたので引き受けました。

WCSの収穫後、耕運までしていただければ良いのかなと思っておりますので、私の圃場で試験することになりましたので、興味のある方は見に来てください。

議 長 議事に入ります。議第30号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第30号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、10番委員、私から調査報告します。

10番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力2人）です。経営面積は、31a、水稻31aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：約1km、3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：贈与のため0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、トラック等を所有、水稻は作業委託。8番（取得農地の利用計画）：栗を植える予定。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号2番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金受給のためです。使用借人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力3人）です。経営面積は、312a、田254a、WCS150a、飼料米50a、水稻54a、畑58a、ミシマサイコ30a、他里芋等です。WCSは畜産農家と契約されています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m以内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：使用貸借のため金銭のやり取りはありません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、コンバイン、田植機、ミスト機、トラック等を所有。8番（取得農地の利用計画）：これまでのどおりの作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号3、4番について、9番委員より調査報告をお願いします。

9番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人。経営面積は、129a、田120a、畑9a、3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：50m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。

5 番（取得価格）：1 筆 17 万円。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、ミスト機等を所有。8 番（取得農地の利用計画）：水稻作付け予定。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 9 番 （調査番号 4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金受給のためです。使用借人の経営内容について報告します。家族 3 人です。経営面積は、83 a、田 66a、畑 16a。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：50m。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：使用貸借のため金銭のやり取りはありません。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター、田植機、バインダー、ハーベスター等を所有。8 番（取得農地の利用計画）：これまでのどおりの作付け。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号 5 番について、2 番委員より調査報告をお願いします。

- 2 番 （調査番号 5）この申請は、先月に出ていた分ですが、先月は取りやめということで、今回新たに審議となっております。申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族 7 人（稼働力 2 人）です。経営面積は、290 a、田 26.7a、畑 264.2a、すべて飼料作物です。酪農で搾乳牛 65 頭、育成牛 30 頭。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：1 k m 以内。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：5 筆で 3 8 万円。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター 2 台、マニアスプレッダー 1 台、テッダ 2 台、ロータリー、ロールベアラ、ディスクモア各 1 台、酪農に必要な農機具等すべて揃えておられます。8 番（取得農地の利用計画）：2 農地については宅地となっており違反転用ですので申請を指導しております。他畑は飼料作付け。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号 6 番について、3 番委員より調査報告をお願いします。

- 3 番 （調査番号 6）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族 7 人（稼働力 4 人）です。経営面積は、7786 m²、田 4637 m²、水稻 3000 m²、WCS1400 m²、野菜他 237 m²、畑 3449 m²、ジャガイモ、玉ねぎを作付け。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面

積)：問題なし。2番(通作距離)：30m。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：問題なし。5番(取得価格)：発生しません。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、もみ摺機1台、乾燥機1台、トラック1台など水稻栽培に関する機械はすべて揃えておられます。8番(取得農地の利用計画)：水稻作付け。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 5番の審議についての経緯を説明をお願いします。

事務局 5番については先月の総会で出しましたが、7月6日に譲渡人が死亡されたということで、審議しませんでした。よく調べてみたら相続人がいらっしゃいますので相続するというので、本来ならば審議しなければならなかった案件でした。申請人から申し出がありましたので、今回審議することになりました。許可書は、死亡者のお名前で許可出すことになりますが、その後の手続きについては、相続人の方で書類を揃えて売買の手続きをされるということになるそうです。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号3番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号4番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、4番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号5番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、5番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号6番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、6番について原案のとおり決定します。

議 長 議第31号案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。事務局よ

り説明をお願いします。

事務局 議第31号案農地法第4条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、2番委員より調査報告をお願いします。

2番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は牛舎建設です。4条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：実際着工しており指導してきました。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）雨水は自然浸透、オーバーフロー分は簡易浸透、側溝となっておりますが、U字溝及びマスを敷設されます。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査番号2番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由はグランドゴルフ場です。4条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：平成30年10月1日。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：東側山林、西側資材置場、南、北側も山林のため問題なし。6番（公衆衛生）問題なし。7番（転用措置）：既設の水路で対応するが、一部水路を増設されます。問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議長 議第32号案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第32号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1、2番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由はマンション、駐車場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1種農地。2戸以上の集落に接続していることから転用可能です。2番（着工時期）：許可後。3番（資金調達）：借入資金です。5番（周囲の承諾）：南東側の農地所有者には了解済であることを伺っております。6番（公衆衛生）上水道が西側町道幹線にあり接続、下水道は東側にあり接続。雨水については、集水桝を設けて西側町

道側溝へ排水する予定です。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

- 5 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第3種農地。2番（着工時期）：許可後。3番（資金調達）：借入資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）給水は上水道、排水は下水道、雨水は道路側溝へ処理。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号3番について、8番委員より調査報告をお願いします。

- 8 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：許可後。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号4番について、3番委員より調査報告をお願いします。

- 3 番 （調査番号4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由はグラウンドゴルフ場、ポニー畜舎です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：平成30年10月1日。ポニー小屋については、設置済みであり始末書が提出されております。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）既設の水路で対応するが、一部水路を増設されます。問題なし。7番（転用措置）：現況が採草地になっており、表面を大きく変更しないため、崩壊は考えられません。芝生を植えるということでした。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号3番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号4番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、4 番について原案のとおり決定します。

議 長 議第 3 3 号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 3 3 号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
今回は所有権移転 3 件、利用権設定が 1 6 件です。所有権移転 3 件につきましては、
農業公社買入れ 2 件、農業公社から農家への売り渡し 1 件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～16 番適格の報告あり）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第 1
8 条第 3 項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業
を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認め
られること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議第 3 4 号案農地利用集積円滑化事業規程の認定について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 3 4 号案農地利用集積円滑化事業規程の認定について（朗読）

議 長 説明が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。議第 3 4 号案について原案どおり決定するこ
とに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、議第 3 4 号案について原案のとおり決定します。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年8月10日

農業委員会会長

1番 農業委員

2番 農業委員
